

田辺市商店街開業支援事業費補助金（店舗改修）

～商店街での事業継続を支援します!!～

田辺市の中心市街地内の商店街（10商店街）で10年以上営業を続ける中小企業者に対して、事業継続に必要な店舗改修費を補助します。

※交付決定前に着手した工事は対象外です。

対象となる商店街

駅前商店街	駅前新通り商店街	弁慶町商店街
湊本通り商店街	北新町商店街	栄町商店街
銀座商店街	海蔵寺商店街	アオイ通り商店街
宮路通り商店街		

補助内容

改修補助金

補助率	事業継続に必要な改修費の1/2
補助上限額	50万円（千円未満切捨て）
補助対象改修	①内装改修等（魅力向上） ②自動ドア化、防音化等（機能向上） ③洗面器設置、空調設備の機能向上等（衛生環境向上） ④バリアフリー化、トイレ洋式化等（おもてなし向上）
注意事項	補助金交付決定日以降に実施する改修工事が対象

補助要件

- ①対象商店街の既存店舗で10年以上営業を継続していること
- ②賃借店舗又は自己所有店舗であること
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業以外の営業であること。
- ④週5日以上、1日おおむね6時間以上営業すること。
- ⑤改修後1年以上継続して営業すること。
※改修後1年未満で閉店した場合、補助金を返還していただく場合があります。
- ⑥田辺商工会議所の経営指導を受けること。
- ⑦各商店街組織への加盟及び環境美化に努めること。

【問い合わせ・申請先】

〒646-8545

和歌山県田辺市新屋敷町1番地

<令和6年5月7日以降> 和歌山県田辺市東山一丁目5-1

田辺市商工観光部商工振興課 TEL：0739-26-9970

田辺市 商工振興課

検索

